

鹿児島女子短期大学

「ICT による地域活性化を担う女子学生のためのデジタル教育プログラム」

実施体制

委員会等	役割
教学マネジメント会議	教育課程の方針決定
数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会	プログラムの進化・改善 プログラムの自己点検・評価

○鹿児島女子短期大学教学マネジメント会議規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島女子短期大学（以下、「本学」という。）に、本学の将来計画及び教育課程の編成等に関する方針の策定、検証、評価等を円滑に実施するため鹿児島女子短期大学教学マネジメント会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、学長の諮問に応じて次の各号に定める事項を調査・審議し学長に答申するものとする。

- (1) 学科等の基本構想に関する事
- (2) 教育課程編成の方針に関する事
- (3) 学生の修学指導及びキャリア教育の基本方針に関する事
- (4) その他、本学の将来計画及び教育課程、教育活動等の重要事項に関する事

(組 織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学科長
- (4) 図書館長
- (5) 学長補佐
- (6) 運営会議で調整し、学長が委嘱した者
- (7) 事務局長
- (8) 事務局各課長
- (9) その他、学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任することができる。

(会 議)

第4条 会議は副学長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 副学長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(会議の事務)

第5条 会議の事務は、教務課において行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が教授会の議に付し、その意見を参酌して行う。

附 則

この規則は、平成6年4月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年10月5日から施行する。

附 則
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 16 年 8 月 5 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 11 月 7 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 5 年 5 月 11 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

○鹿児島女子短期大学数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島女子短期大学に、鹿児島女子短期大学組織規則第9条の規定に基づき、本学の数理・データサイエンス・AI 教育の推進、教育課程の編成等に関する事項を審議するため、鹿児島女子短期大学数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 委員会の委員は、運営会議で調整し、学長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任することができる。

3 委員に異動がある場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 数理・データサイエンス・AI教育の推進に関すること

(2) 数理・データサイエンス・AIに関する教育課程に関すること

(3) 数理・データサイエンス・AI教育の自己点検・評価に関すること

(4) その他、数理・データサイエンス・AI教育に関すること

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、運営会議で調整し、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とし、再任することができる。

5 委員長に事故があるときは、委員長又は学長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会の事務を担当する事務職員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、教務課において処理する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が教授会の議に付し、その意見を参酌して行う。

附 則

この規程は、令和6年5月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。